手続の流れを教えてください。

【リ・バース６０】は取扱金融機関でお申込みいただけます。
お手続の流れは以下のとおりです。

1 金融機関に相談（お客さま → 金融機関）
ご利用予定地の【リ・バース６０】取扱金融機関を確認し、お問合せください。

2 カウンセリング（金融機関 → お客さま）
お申込み前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。

3 融資のお申込み（お客さま → 金融機関）
お客さまは、必要書類をそろえて、金融機関にお申込みいただきます。

4 審査結果のお知らせ（金融機関 → お客さま）
金融機関からお客さまに審査結果をご連絡します。

5 融資の実行（金融機関 → お客さま）
お客さまは融資金を受け取ります。

お問い合わせ先

ご相談・お申込みについて
【リ・バース６０】取扱金融機関

金利・利用条件などの商品内容は、
金融機関ごとに異なりますので、
取扱金融機関にお問い合わせください。

【リ・バース６０】の概要について
【リ・バース６０】ダイヤル

0120-9572-60（通話無料）
営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は休業）

ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）
は次の番号におかけください。
048-615-0405（通話料金がかかります。）

【リ・バース６０】総合案内
パンフレットはこちら▶▶

【お借入れに当たってのご注意】
■生活資金にはご利用いただけません。■投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。また、ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明させていただきます。 ■融資対象住宅および土地に対して、金融機関または住宅金融支援機構を抵当権者とする第１順位の抵当権を設定していただきます。■ご融資に伴い発生する諸費用はお客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■【リ・バース６０】の返済期間と一般的な住宅ローン（元利均等返済）の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース６０】の方が総返済額（元金＋利息）が多くなります。■【リ・バース６０】のお借入れには、金融機関および住宅金融支援機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■担保物件を売却する場合で、売却代金が当該物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

**【リ・バース６０】は、
住宅金融支援機構と
提携している金融機関が提供する
60歳以上の方向けの住宅ローンです。**

- 建設購入
- リフォーム
- 借換え
- サービス付き高齢者向け住宅入居一時金
- 子世帯などが居住する住宅の取得資金

⚠ 生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

（2025年４月現在）

【リ・バース60】の３つの特長

1　住まいの幅広ニーズに対応

住宅の建設、購入、リフォームなどに加え、
住宅ローンの借換え※1にもご利用いただけます。

住まいに関する
様々な用途に
利用されています。

事例はこちら▶▶

2　毎月のお支払は利息のみ

元金は、お客さまが亡くなられたとき※2に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）※3の売却によりご返済いただきます。

3　相続人のことを考えた返済方法

ノンリコース型※4、※5なら、相続人の方が担保物件（住宅および土地）の売却※6代金でご返済した後に債務が残った場合でも、残った債務を返済する必要はありません。

■※1 相続人が【リ・バース６０】の相続債務を完済するための借入れも対象になります。ただし、この場合においても、【リ・バース６０】のご利用条件（年齢等）を満たすことが必要となります。
■※2 連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者が共に亡くなられたときとなります。

■※3 サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、住替え前の住宅およびその土地に抵当権を設定します。子世帯の住宅の取得資金の場合は、親世帯の住宅およびその土地に抵当権を設定します。
■※4 ノンリコース型の場合、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

【リ・バース60】のよくある質問

Q 何歳から利用できますか？

A 借入申込日現在で満60歳以上※7のお客さまがご利用いただけます。

Q いくらまで借りられますか？

A 融資限度額は、担保評価額（住宅および土地）の50%または60%※8です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。

お客さまの年齢が満50歳以上満60歳未満の場合は「担保評価額の30%」となります。

Q どのような金利タイプがありますか？

A ２つの金利タイプのご用意があります。

Q 【リ・バース６０】と一般的な住宅ローンを組んだ場合の毎月の支払額はそれぞれどのくらいになりますか？

A （資金計画）新築住宅購入費4,000万円、自己資金2,000万円、融資希望額2,000万円

【リ・バース60】

毎月支払額（利息）
約4.2万円

試算条件
担保評価額4,000万円、担保評価額の50%を融資額の上限とした場合、変動金利年利2.5%

一般的な住宅ローン

毎月返済額（元金＋利息）
約9.２万円

試算条件　※９
返済期間20年、元利均等返済、
変動金利年利1.0%

■※５ 利息の支払ができなくなり、担保物件（住宅および土地）の売却代金で完済できないときは、ノンリコース型であっても、お客さまがご存命中は、残債務を返済していただく必要があります。
■※６ お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合または相続人の方が一括返済された場合は、担保物件（住宅および土地）を売却する必要はありません。

■※７ 満50歳以上満60歳未満の方もご利用いただけます。この場合、ご融資の限度額が異なります。
■※８ 担保とする住宅が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満60歳以上のときは「担保評価額の55%または65%」となります。
■※９ 複数の金融機関商品を元に金利を仮置き試算したもの。